

平成28年熊本地震に関する重点要望

平成28年11月

熊 本 市

本年４月、熊本地域を襲った大地震は、本市に過去に例を見ないほど甚大な被害をもたらしました。

地震から６ヶ月が経過した今もなお余震は続いており、その回数は、国内の年間平均地震回数の二倍、４,１００回を超えています。

国におかれましては、これまで、避難者の生活支援のほか、激甚災害の指定、予備費の使用、先般の第二次補正予算編成等、熊本地震への機動的かつ迅速なご対応と適切な財政措置を講じていただき、深く感謝申し上げます。

本市においては、市民生活の早期再建に向け、ライフラインの復旧や住まいの確保を進め、先月、今後の復興に向けた指針となる「熊本市震災復興計画」を策定しました。

今後は、市民・地域・行政が総力をあげて早期の復旧・復興を目指し、新しい熊本市の実現に向けて歩みを進めていく必要があります。

しかしながら、これらの取り組みを着実に実現していくためには莫大な経費が必要となることから、本市の財政の将来を危惧する声も強く、本市が確実な復興を進めていくためには、被災地の実情を鑑みた柔軟な予算執行と中長期的な財政支援をはじめとした国の絶大なる支援が不可欠です。

貴省におかれましては、一日も早い復旧・復興に向けた支援措置について、柔軟かつ万全の対策を講じていただきますよう強く要望いたします。

平成２８年１１月

熊本市長 大 西 一 史

目 次

児童生徒の心のケアについて・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
学力保障・就学に係る支援体制の充実について・・・・・・・・	P 3
学校施設等の復旧について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
公立社会教育施設復旧に向けた財政支援・・・・・・・・	P 8
熊本城をはじめとする文化財(未指定含む)の復旧に対する財政的 及び人的支援について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9

児童生徒の心のケアについて

提案・要望事項

被災児童生徒の心のケアのための全額国庫補助による財政支援の継続

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

- 被害状況 カウンセリングが必要な児童生徒数

(人)

調査結果	1回目 (5/13)	2回目 (6/3)	3回目 (7/7)	4回目 (9/21)
必要人数	2,143	1,834	1,159	828
うち、新たに必要となった人数		1,215	563	396

- 総事業費 2億5千万円程度

【平成28年度】

- 緊急派遣スクールカウンセラー分（他都市からの派遣分）
約 145,000 千円（毎週 15 人から 32 人程度を学校課業日に派遣）
- 本市スクールカウンセラー分（SC30 人による震災対応分のみ）
約 17,000 千円

【平成29年度～平成32年度】

- 震災対応分（年間 約 4,400 時間）
約 22,000 千円（年間）×4 ヶ年＝約 88,000 千円

2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
国庫補助事業	10/10 ※事業期間未定 (通常 1/3)	全額国庫補助による財政支援の継続	10/10 ※現在も継続

3 要望の内容

これまで、カウンセリングが必要な児童生徒数の調査を4回行っておりますが、毎回、新たにカウンセリングが必要となる児童生徒が確認されている状況です。このように、熊本地震は多くの子どもたちの心に大きな影響を与えており、その影響による心の不安は、時間をおいても現れると考えられます。

現在、震災に伴うスクールカウンセラーの派遣について、文部科学省から全額国庫補助による財政措置を受け実施しており、被災児童への心のケアのための有効な手段と考えております。一方で、同様に被災した他の自治体では、数年間にわたり児童生徒の心のケアを続けている状況にあることから、今後も、不安を抱える児童生徒への適切な対応を長期的に継続し、児童生徒の心の安定を図る必要があります。

このため全額国庫補助による長期的な財政支援を要望します。

学力保障・就学に係る支援体制の充実について

提案・要望事項

- ① 被災児童生徒の心のケア、学力保障のための教職員の加配措置の継続
- ② 就学援助制度について、被災した児童生徒の教育機会を確保するための支援を継続的に実施できるよう、平成 29 年度以降も必要な財源措置を講ずること

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

- ① 児童生徒の心のケア、学力保障への対応のため、教職員の加配が必要
- ② 被災の影響で経済的に就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学援助費を支給（対象者数：約 300 人）
 - ・総事業費：3,090 万円（※H28 事業費。H29 以降は金額精査中）

2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
①教職員の加配	27 人	10 人程度(精査中)	約 1,000 人
②就学援助 ・国庫補助率嵩上げ及び次年度以降の継続的支援	300人分 補助率2/3	補助率2/3以上 29年度以降も継続的に実施	補助率10/10 23年度～28年度 (継続中)

3 要望の内容

- ① 平成 28 年度は 27 人分の加配措置をいただき、児童生徒の心のケアや学力保障など、被災地域の学校運営に支障がないよう、教諭を配置することで、少人数指導やティーム・ティーチング授業を行うなど、授業に集中して取り組むことができました。また、養護教諭を配置することで、スクールカウンセラーと円滑に連携しつつ、児童生徒の心のケアに取り組みました。

しかしながら、熊本地震からの教育の復旧・復興を成し遂げていくためには、各学校からの要望に応じた被災児童生徒一人ひとりに対するきめ細かな対応が必要不可欠であることから、平成 29 年度も引き続き、教職員の加配措置をお願いします。

- ② 就学援助については、平成28年度は約300人分相当の3,090万円の予算措置が必要となっており、そのうち国補助率2/3の支援をいただく予定となっています。

今後も、被災した児童・生徒を抱える世帯が、熊本地震からの経済的な復旧を目指していくために、児童生徒の教育機会を確保するための支援を継続的に実施できるよう、平成29年度以降も引き続き、必要な財源措置を求めます。

学校施設等の復旧について

提案・要望事項

- ① 体育館改築復旧に伴う必要面積の確保について
- ② 学校施設の防災機能強化について

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

- ① 災害復旧に伴う補助対象は原形復旧が原則とされている。
そのため、学級数に応じた必要な面積で改築する場合、現在の面積を超えた部分が補助対象とならないため、改築予定の体育館の対象面積について課題がある。

(m²)

学校名	保有面積	必要面積	改築予定面積	補助対象面積	対象外面積
錦ヶ丘中 (30 学級)	8 6 1	1, 4 7 6	1, 4 7 5	8 6 1	6 1 4
東町小 (21 学級)	9 4 5	1, 2 1 5	1, 2 1 5	9 4 5	2 7 0

【錦ヶ丘中学校の例】

※公立学校施設費国庫負担金が活用できず、1,475 m²を増築する場合
614 m² (増築分) × 約 30 万円 (想定単価)
≒ 185,000 千円 **【市費負担】**

- ② 「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」の緊急提言（28 年 7 月）では、今後の推進方策として、「学校の防災機能強化のために必要な施設設備等の整備を推進する必要がある。」とされている。

2 現行制度

	現行	要望内容	東日本大震災時
① 負担金対象事業	事業費の 1/2	追加申請の採択	—
② 交付金対象事業	事業費の 1/3	事業予算の確保	—

3 要望の内容

- ① 災害復旧事業は、原形復旧が原則であることから、学級数に応じた必要な面積で改築する場合、現在の面積を超えた部分が補助対象となりません。

しかしながら、学校教育を適切に行っていく上では、学校の状況を踏まえ、学級数に応じた必要な面積にて改築を行わざるをえません。

したがって、このままでは多額の市費負担が生じることとなるため、災害復旧事業から除かれる不足面積分についても、通常の負担金対象事業（平成 28 年 10 月に申請した「11 月新規」分）を認めていただけるよう特段の配慮をお願いします。

- ② 「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」の緊急提言にもあるとおり、学校施設は、災害発生時の避難所として重要な役割を果たすことから、避難所としての機能強化が求められています。

そのため、多目的トイレ等の整備を計画的に進める必要があると考えておりますが、学校施設は多数（小学校 92 校、中学校 42 校）あり、必要経費も膨大になることから、このことに対する必要な財政支援を要望します。

また、小中学校の空調設備整備につきましては、先行して申請した中学校の空調設備及び小学校 46 校の空調設備設置の内示をいただいたところですが、小学校の残り 46 校分についても継続して取り組む必要がありますので、特段の配慮をお願いします。

公立社会教育施設復旧に向けた財政支援

提案・要望事項

社会教育施設（図書館、公民館、博物館、体育館、武道館、文化施設、記念館等）復旧のための補助対象拡充及び補助率の嵩上げ等

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

社会教育施設（図書館、公民館、博物館、体育館、武道館、文化施設、記念館等）

- ・被害状況：65 施設（H28. 10. 1 時点）
- ・総事業費：10,068 百万円（H28. 10. 1 時点）

※総事業費については、現在調査、設計中のものもあり、今後増加の見込み。

2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
補助対象経費	建物、建物以外の工作物、土地及び設備の災害復旧に要する本工事費、附帯工事費及び設備費（原形復旧が原則）	被害状況調査や設計費用、耐震・免震工事等の改良費用、防災機能拡充のための設備設置費用等を補助対象に拡充	現行どおり
補助率	2/3	補助率の嵩上げ	2/3

3 要望の内容

社会教育施設は、今回の地震で甚大な被害を受け、未だ多くの施設が使用を制限されており、復旧には多額の費用を要しています。こうした施設は、住民生活に欠かせない文化・スポーツ活動や交流の場であるとともに、地域住民の拠り所として不可欠な施設です。その早期かつ安全な使用再開のために、災害復旧費について国庫補助率の嵩上げを求めます。

また、これらの施設は、非常時には避難所としての機能も担うことから、現行制度上補助対象となっていない被害状況調査や設計費用、必要な耐震・免震工事等の改良費用、解体を含めた建替費用、多目的トイレや空調設備の設置費用など、防災機能の充実のための事業を補助対象とされますよう求めます。

併せて、記念館や先哲の旧居など、郷土の歴史学習施設として共用されている博物館の類似施設についても、「博物館相当施設」と同等程度の要件を満たすものについては、確実に補助対象となるよう要望します。

熊本城をはじめとする文化財（未指定含む）の復旧に対する 財政的及び人的支援について

提案・要望事項

- ① 熊本城の復旧・復興に向けた、財政的及び人的支援の継続
- ② 国指定の文化財についての助成制度の拡充
- ③ 県・市指定及び未指定文化財についての助成制度の創設

【現状・課題等】

1 被害の状況及び被害額（H28.10.1現在）

- 被害のあった指定文化財・登録文化財件数（75件）
（内訳）
 - ・国指定文化財 14件
 - ・県指定文化財 18件
 - ・市指定文化財 25件
 - ・国登録文化財 18件
- 被害が想定される潜在的価値を有する未指定文化財件数（調査中）
- 被害額 約150億円（試算額）
（熊本城分の634億円は除く）

2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
①熊本城の復旧に向けた特段の支援	櫓等：90%（5%嵩上げ） 石垣：75%（" "） ※交付税措置95%	継続的な財政的及び人的支援	—
②国指定の文化財についての助成制度の拡充	国指定：70～85%補助 国登録：設計費のみ70～85%補助	国指定：70～85%⇒ <u>補助率嵩上げ</u> 国登録：設計費70～85% ⇒（設計費＋工事費） <u>補助率嵩上げ</u>	（現行と同じ） 国指定：70～85%補助 国登録：設計費のみ70～85%補助

	現行	要望内容	東日本大震災時
③県・市指定及び未指定文化財についての助成制度の創設	県・市指定文化財： 補助制度なし 未指定文化財： 補助制度なし	<u>国庫補助制度の創設</u>	(現行と同じ) 県・市指定文化財： 補助制度なし 未指定文化財： 補助制度なし

3 要望の内容

- ① 本市のシンボルである熊本城が大きく被災し、復旧のためには、長い年月と多大な経費を要するとともに高い専門性も必要です。そのため、復旧に向けた財政的及び人的支援を継続的に求めます。
- ② 本市の宝であり、将来に守り伝える国指定文化財の災害復旧については、文化財所有者の負担があるため、文化財の復旧が進まない可能性があります。そのため、国庫補助率の嵩上げを求めます。
- ③ 本市の宝である国指定以外の（県指定、市町村指定）文化財及び文化財として潜在的価値を有する未指定文化財の多くが被災し、復旧のためには多大な経費を要しますが、国庫補助制度がないことから、自治体及び文化財所有者等の負担が過大となります。そのため、これらの文化財の早期復旧が進むよう国庫補助制度の創設を求めます。